改正

平成一七年 三月二四日条例第四八号 平成二四年 三月二七日条例第四六号 令和 二年 三月二七日条例第一二号

群馬県文化財保護審議会条例をここに公布する。

群馬県文化財保護審議会条例

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九十条の規定により、群馬県文化財 保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。
- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置く。
- 3 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時専門委員を置くことができる。 (任命)
- 第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時専門委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。 (任期)
- 第四条 委員及び専門委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員 及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時専門委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第五条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、規則の定めるところにより、専門部会を置く。
- 2 専門部会は、専門委員及び臨時専門委員をもつて構成し、専門部会に属すべき専門委員及び臨 時専門委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に、専門部会長を置き、当該専門部会に属する専門委員の互選により選任する。
- 4 専門部会長は、当該専門部会の会務を掌理する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する専門委員のうちから専門部会長があら かじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門部会に対する調査の指示等)

第八条 審議会は、知事から諮問を受けたときは、専門部会に調査を指示し、その報告に基づいて 審議するものとする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、地域創生部において処理する。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十四日条例第四十八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日条例第四十六号)

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則(令和二年三月二十七日条例第十二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。